



令和4年度

小郡幼稚園預かり保育

申込み案内

▽▲▽▲▽▼ 預かり保育に関する問い合わせ先▽▲▽▲▽▲

小郡市 保育所・幼稚園課 保育支援係

電話 0942-72-6666 (内線 722)

○目的

幼稚園の教育時間外に保育を実施することにより、保護者の子育てを支援することを目的としています。

○活動内容

保護者のお迎えの時間まで、保育室内外で過ごします。通常教育時間と違い、異年齢の交流の場として、自発的な交流が生まれる環境を作っていきます。

○活動場所

小郡幼稚園内

○対象園児

小郡幼稚園に在園し、保護者が預かり保育を希望する園児



○預かり保育の種類

- (1) 通年利用 年間を通して教育実施日に預かります
- (2) 一時利用 1日を単位として預かります
- (3) 長期休業利用 夏休み等の長期休業中に預かります

○実施内容

1. 実施日および実施時間

種類	実施日	実施時間
(1) 通年利用	教育実施日（平日幼稚園がある日）	17時30分まで
(2) 一時利用	教育実施日	17時00分まで
(3) 長期休業利用	夏休み等の教育を実施していない日	8時30分から 17時30分まで

※次の日は実施しません。

- ・土日祝日、休園日（※1）
- ・運動会や日曜参観の振替休日
- ・親子で行う園行事の日（遠足・運動会・生活発表会・保育参加等・入園式・卒園式）
- ・台風等の自然災害やインフルエンザ等の感染症により休園、学級閉鎖、早帰りとなった場合
- ・その他園長が指定した日（行事の前日など）

2. 長期休業中の預かり保育実施日（土日、祝日、休園日※1は除く）

夏休み・・・	7/20	～	9/4	※1…休園日 ・ 8/10 ～ 8/15 ・ 12/28 ～ 1/3
冬休み・・・	12/23	～	1/9	
春休み・・・	3/22	～	4/7	

※卒園後も長期休業中利用の方は 3/31 までは利用可能です。

○利用人数

通年利用・・・50名程度
通年利用・・・10名程度
長期休業利用・・・40名程度

※それぞれ利用希望者が多数の場合は、保育所の入所基準をもとに、保育の必要性の高い方から順に受け入れます。

○預かり保育料金

1. 利用料金

(1) 通年利用	月額 5,000円 (日割り等はありません)
(2) 長期休業利用	長期休業利用のみの場合 日額 500円 (8月のみ 上限額を5,000円とする) 通年利用と長期休業利用の両方を利用する場合 通年利用料金、長期休業利用料金あわせて月額5,000円
(3) 一時利用	日額 500円

※別途、預かり保育の教材費がかかります。

2. 納付方法

(1) 通年利用：利用した翌月に預かり保育料を現金にて支払い

※無償化認定を受けている場合は、無償化対象額を差し引いた金額を請求します。

※無償化対象額が利用料金を超えた場合は、請求額は0円となります。

例) 無償化認定を受けている人が月に10日間利用した場合

・通年利用料金 5,000円

・無償化対象額 10日×450円=4,500円

⇒5,000円から4,500円を差し引いた500円を翌月に支払う。

(2) 一時利用：利用した当日のお迎えの際に、預かり保育料を現金で支払い

※無償化認定を受けている場合は、半年に1度、無償化対象額を還付します。

例) 無償化認定を受けている人が一時利用で6月のうち5日間利用した場合

・一時利用料金 5日×500円=2,500円

・無償化対象額 5日×450円=2,250円

⇒2,500円を一旦支払い、無償化対象額2,250円は9月に還付される。

(3) 長期休業利用：原則、利用した翌月に預かり保育料を現金にて支払い

※無償化認定を受けている場合は、無償化対象額を差し引いた金額を請求します。

※無償化対象額が利用料金を超えた場合は、請求額は0円となります。

例) 無償化認定を受けている人が春休みに6日間利用した場合

・春休み利用料金 6日×500円=3,000円

・無償化対象額 6日×450円=2,700円

⇒利用料金3,000円から無償化対象額2,700円を差し引いた300円を支払う。

3. 預かり保育料の無償化について

預かり保育の種類（通年利用、長期休業利用、一時利用）に関わらず、一定の要件（保育の必要性の認定）を満たせば預かり保育の利用料金が無償化の対象となります。

預かり保育の無償化については市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

詳しくはしおりの7Pから8Pをご確認ください。

○申し込み

1. 通年利用

(1) 利用条件 通年利用の利用条件は、次の A~D に該当する場合とします。

利用条件	添付書類
A：保護者の家事以外の就労	就労等証明書等 様式①
B：保護者の就学	在学証明書等 様式⑤
C：保護者又は家族の定期的な通院・看護・介護	介護認定、診断書等 様式②④
D：その他市長が預かり保育が必要と認める場合	状況がわかるもの 様式なし

※児童の保護者、児童と同居する家族全員についてご提出ください。(64歳以上及び高校生以下を除く)

(2) 申請書類

下記の書類を提出期限までに**小郡市保育所・幼稚園課(あすてらす内)**へ提出してください。

①通年利用のみの利用を希望する場合

- ・預かり保育通年利用申込書(様式第1号)、利用条件に応じた添付書類
(次年度の申込みの場合) 令和3年11月30日(火)まで
(年度途中の申込みの場合) 利用希望月の前月10日まで

②通年利用と長期休業利用を希望する場合

- ・預かり保育通年利用申込書(様式1号)、預かり保育長期休業利用申込書(様式3号)、
利用条件に応じた添付書類
(次年度の申込みの場合) 令和3年11月30日(火)まで
(年度途中の申込みの場合) 利用希望月の前月10日まで

(3) 利用者の決定について

(次年度の申込みの場合)

次年度の申込みは12月上旬に選考を行い、決定次第書面により通知します。

※利用希望者が定員を超えた場合は、保育所の入所基準をもとに、保育の必要性の高い方から順に受け入れます。ご了承ください。

(年度途中の申込みの場合)

年度途中の申込みは毎月10日以降に選考を行い、決定次第書面により通知します。

※申し込み時点で既に利用定員を満たしていた場合、通年利用及び長期休業利用のご利用ができない可能性があります。ご了承ください。

(4) 留意事項

- ・通年利用は、利用承認後も利用条件を継続していることが必要です。利用条件に変更が生じた場合は、ただちに園へご連絡ください。状況調査として証明書等を改めて提出していただく場合があります。その際、利用条件外であることが判明した場合、通年利用ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・通年利用を辞めたい場合は、預かり保育利用辞退届(様式第6号)を速やかに提出してください。

2. 一時利用

(1) 利用条件

利用条件	保護者の傷病・出産等による入通院、保護者の災害・事故 保護者の他の子どもの学校行事等への参加 保護者の地域活動、社会活動等への参加 保護者のリフレッシュ その他市長が預かり保育が必要と認める場合 等
------	--

原則として希望者を受け入れる予定ですが、希望者が多数の場合は、施設の状況や人員配置のほか、安全性の面から受け入れをお断りする場合があります。個別にご相談させていただくことがあります。

(2) 申請書類

- ・ 預かり保育一時利用申込書を利用月の前月20日までに小郡幼稚園に提出してください。
- ・ 21日から23日の間に承諾書または不承諾書をお渡しします。希望が多かった場合は、保育の必要性が高い方から順に受け入れます。

(3) 留意事項

- ・ 一時利用の預かり保育料の納入について

保護者の都合により、利用日の2日前または前日・当日に預かり保育の申請を取り消した場合は、預かり保育料は納入していただきます。(月曜日に利用する場合、前週の木曜日以降に取り消した場合は預かり保育料は納入していただきます。)

ただし、園児が病気になり幼稚園を欠席及び早退した場合は、病気による預かり保育利用辞届を提出していただければ、預かり保育料はいただきません。

また、保護者又は園児の責に帰することができない理由により、預かり保育を利用できなくなった場合はこの限りではありません。

例) 台風やインフルエンザ等の流行で休園になった場合の一時利用の預かり保育料。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

(4) 長期休業期間中に1日単位でのお預かりの利用

- ・ 長期休業期間中に1日単位でのお預かり(以下、『長期休業の一時預かり』)については、長期休業利用(40名)の枠に空きがある場合のみ、受入れが可能となります。

※長期休業利用が定員を満了した場合、受入れは行いません。

種類	実施日	実施時間
長期休業の一時預かり	夏休み等の教育を実施していない日	8時30分から 17時00分まで

- ・ 利用条件は一時利用と同様です。ただし、リフレッシュを目的としたお預かりは行いません。
- ・ 預かり保育一時利用申込書を利用月の前月20日までに小郡幼稚園に提出してください。
- ・ 希望が多かった場合は、保育の必要性が高い方から順に受け入れます。

3. 長期休業利用

(1) 利用条件 長期休業利用の利用条件は、次の A～D に該当する場合とします。

利用条件	添付書類
A：保護者の家事以外の就労	就労等証明書等 様式①
B：保護者の就学	在学証明書等 様式⑤
C：保護者又は家族の定期的な通院・看護・介護	介護認定、診断書等 様式②④
D：その他市長が預かり保育が必要と認める場合	状況がわかるもの 様式なし

※児童の保護者、児童と同居する家族全員についてご提出ください。

(64歳以上及び高校生以下を除く)

(2) 申請書類

下記の書類を提出期限までに小郡市保育所・幼稚園課（あすてらす内）へ提出してください。

①長期休業利用のみの利用を希望する場合

・預かり保育長期休業利用申込書（様式第3号）、添付書類

（次年度の申込みの場合）令和3年11月30日（火）まで

（年度途中の申込みの場合）利用希望月の前月10日まで

②通年利用と長期休業利用を希望する場合

・預かり保育長期休業利用申込書（様式第3号）、預かり保育通年利用申込書（様式第1号）、添付書類

（次年度の申込みの場合）令和3年11月30日（火）まで

（年度途中の申込みの場合）利用希望月の前月10日まで

(3) 利用者の決定について

（次年度の申込みの場合）

次年度の申込みは12月上旬に選考を行い、決定次第書面により通知します。

※利用希望者が定員を超えた場合は、保育所の入所基準をもとに、保育の必要性の高い方から順に受け入れます。ご了承ください。

（年度途中の申込みの場合）

年度途中の申込みは毎月10日以降に選考を行い、決定次第書面により通知します。

※申し込み時点で既に利用定員を満たしていた場合、通年利用及び長期休業利用のご利用ができない可能性があります。ご了承ください。

(4) 留意事項

・長期休業利用は、利用承認後も利用条件を継続していることが必要です。利用条件に変更が生じた場合は、ただちに園へご連絡ください。状況調査として証明書等を改めて提出していただく場合があります。その際、利用条件外であることが判明した場合、長期休業利用ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。

・長期休業利用を辞めたい場合は、預かり保育利用辞退届（様式第6号）を速やかに提出してください。

4. その他

- 原則として当日の申込はできませんが、保護者の傷病・出産等による入通院、保護者の災害・事故等、預かり保育が必要であると認める場合についてはこの限りではありません。
- 利用許可にあたり、「預かり保育承諾書」を発行しますので、利用が終わるまで保管しておいてください。

○利用内容の変更について

- 通年利用及び長期休業利用の利用途中に申請内容（利用期間等）に変更が生じる場合は、預かり保育変更届（様式第5号）を速やかに提出してください。

○利用決定の取り消しについて

- 申請書を受理した後でも、書類に虚偽事項があるとわかった時は、即時利用決定取り消しとなります。また、お迎えの時間に遅れることがあれば、利用取り消しとなりますので、ご理解・ご協力をお願いします。
- 預かり保育料を滞納した場合は、以後の利用はできません。

○おやつ、昼食等について

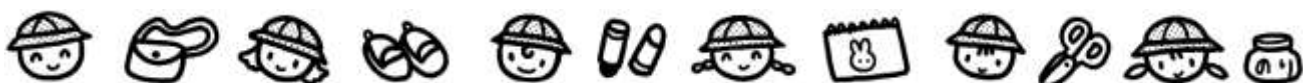
- おやつは幼稚園では用意しません。適量を家庭から持参していただきます。お友達に分けたり、分けてもらったりすることはできません。（忘れると、1人だけおやつがない状態になりますので、ご注意ください。）
- お茶は各自で用意してください。（夏場は、通常教育時間用と預かり保育用の2つを用意してください。）
- お弁当が必要な時は、持参してください。
- 長期休業中のご利用にあたっては、適量をご持参ください。

○開始日（予定）

- 5歳児、4歳児（前年度からの在園児）
 - 長期休業中預かり 令和4年 4月 1日（金）
 - 通年利用の預かり 令和4年 4月 8日（始業式）
- 3歳児 令和4年 4月21日（木）

始業式：4月 8日（金）予定
入園式：4月12日（火）予定

※令和4年度からの新入園児は慣らし保育期間後より預かり保育を開始します。



○幼児教育の無償化について

2019年10月から開始された幼児教育の無償化により、預かり保育についても一定の条件（保育の必要性の認定）を満たせば、預かり保育料が無償化されます。

1. 無償化の条件

預かり保育の無償化については、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の認定を受けるには、児童の保護者のいずれもが一定以上の就労時間等、市内保育所入所基準と同等の要件（以下、「保育の認定基準」という。）に適合することが必要となります。

2. 無償化の申請について

申請書類により、無償化の認定を行います。児童の保護者および児童と同居する家族等が『保育の認定基準』（預かり保育のしおりの7P参照）に適合し、無償化の対象となる方については、無償化の認定のため別途申請書類等の提出をお願いします。申請書類については、保育所・幼稚園課にお問い合わせください。※預かり保育の種類（通年利用、一時利用、長期休業利用）に関わらず要件に適合していれば無償化の対象となります。

保育の認定基準（預かり保育無償化の条件）

※児童の保護者および児童と同居する家族全員が以下の基準を満たす必要があります。

（64歳以上及び高校生以下を除く）

- ① 居宅外で労働することを常態としていること。（月64時間以上）
- ② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。（月64時間以上）
- ③ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
（出産予定日または出産日の前後合わせて6ヶ月間のうち必要な期間）
※ただし、利用希望日は出産予定日の2か月前の1日からになります
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ⑤ 親族（長期入院している親族）を常時介護・看護していること。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑦ 求職活動中であること、就学中であること。（就学中の場合は月64時間以上）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合

3. 無償化の内容

①通年利用	全額が無償化されます ※月の利用が11日間以下の場合は利用日数×450円が無償化されます。
②長期休業利用	長期休業利用のみ：1回あたり450円が無償化されます。 ※1回につき450円が無償化となり、50円は自己負担となります。
	通年利用・長期休業利用の併用：全額が無償化されます ※月の利用が11日間以下の場合は利用日数×450円が無償化されます。
③一時利用	1回あたり450円が無償化されます ※1回につき450円が無償化となり、50円は自己負担となります。

※無償化認定を受けた方のみ適応されます。

無償化認定を受けていない方は、利用料の全額が自己負担となります。

※預かり保育の教材費用については、無償化の対象外です。

4. 給付の方法について

預かり保育の無償化の対象となった場合

- ①通年利用：翌月の支払いの際に、無償化対象額を差し引いて請求させていただきます。
- ②長期休業利用：翌月の支払いの際、無償化対象額を差し引いて請求させていただきます
- ③一時利用：一旦は利用料をお支払いいただき、半年に1度市よりまとめて還付します。



◆Q&A

Q. 一時利用の回数制限はありますか	A. 原則として週に2回まででお願いします。
Q. 11時半降園の時も預かりますか	A. 預かります。ただし、園長が実施しないと判断した場合はできません。(事前にお知らせします)
Q. お迎えの時間に間に合わない場合はどうなりますか。	A. 決まった時間にお迎えができない方は、次回からの利用をお断りする場合がありますので、時間は厳守されますようお願いいたします。
Q. リフレッシュを理由に一時利用の申請をしたが、日にちを変更したい。	A. 取り消すことは出来ませんが変更出来ません。(ご理解のほどよろしく願いいたします)
Q. 一時利用でも無償化の対象となりますか。	A. 保育の認定基準を満たしていれば無償化の対象となります。(6ページ参照)
Q. リフレッシュを理由とする一時利用は無償化の対象となりますか。	A. 保育の認定基準を満たすことが無償化の条件となりますので、リフレッシュを目的とするご利用は無償化の対象とはなりません。
Q. 急にお迎えに行けなくなってしまったので、知人をお願いしたい。	A. お迎えの時間までに、必ず保護者の代わりにどなたが迎えに来られるのか園に連絡をください。